

会 則

平成 27 年 10 月

一般社団法人
静岡木の家ネットワーク

静岡木の家ネットワーク会則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人静岡木の家ネットワークという。

(事務所)

第2条 本会の事務所を静岡県浜松市浜北区於呂1685(株)共和内に置く。

(理念・目的)

第3条 本会の理念を次の通り定める。

- 1、 地元の材・地元の職人で丈夫で長持ちする家づくり。
- 2、 職人の担い手育成。
- 3、 大工・工務店・設計事務所・流通・製材・素材が連帯、連携し地域住宅産業の活性化を図る。

本会は上記、理念に基づき地元の建築業及び関連の業者が連帯、連携し、事業を行うことにより地域を活性化することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 中小建築工事業（地域工務店）の近代化促進に関する事業
- ② 中小建築工事業（地域工務店）の安全施工に関する啓発及び普及
- ③ 中小建築工事業（地域工務店）に従事する技術者及び技能者の資質の向上、福利厚生の上昇に関する事業
- ④ 中小建築工事業（地域工務店）に関する情報の収集及び提案
- ⑤ 国民健康保険組合に関する事業
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- ①正会員 中小建築工事業（地域工務店）を営む法人並びに個人事業主とする。
- ②正会員 設計事務所を営む法人並びに個人事業主とする。
- ③賛助会員 本会の目的、事業を賛助する者。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、本条の各項に従い承認をうけるものとする。

第1項 入会希望者は既会員の推薦を必須とし、「入会伺書」を事務局に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第2項 正会員（大工、工務店、設計事務所）の入会希望者は承認を受けたあと、入会申込書ならびに JBN 入会申込書を事務局に提出する。

第3項 賛助会員（流通、素材、商社、メーカーなど）の入会希望者は承認を受けたあと、入会申込書を事務局に提出する。
但し、JBN の入会は任意とする。

(入会金・会費)

第7条 入会金及び会費については別に定める細則による。

第1項 入会金

本会入会時に入会金 18,000 円を支払うものとする。

第2項 年会費

正会員は、静岡木の家ネットワーク年会費 18,000 円ならびに JBN 年会費 24,000 円を支払うものとする。

但し、年途中の入会については静岡木の家ネットワークの年会費 18,000 円を月割りにて加算するものとする。

賛助会員においては静岡木の家ネットワーク年会費 30,000 円を支払うものとする。JBN 入会については任意のため別途申し込みをする。

但し、年途中の入会については静岡木の家ネットワーク年会費 30,000 円を月割りにて加算するものとする。

第3項 入会金、年会費の金額については役員会にて協議し改定することができる。

(退会及び資格の喪失)

第8条 退会及び資格の喪失は、次の各号とし、役員会にて承認をうけるものとする。

- ① 本人から退会の申し出があった場合（退会理由を明示する）
- ② 会費を一定期間納入しなかった場合
- ③ 理事会会員の総意により除名する場合

理由がなく、定例会に2分の1以上出席しない場合は、本人に会員継続の意思を確認することがある

(入会金・会費の不返還)

第9条 既納の入会金、年会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(種別及び員数)

第10条 役員は、総会において原則、正会員の構成員の中から選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。但し、再任されることができる。

また、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員として相応しくない行為があったとき、またはその他特別な事情がある時は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(総会)

第13条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

本会の事業推進に必要な場合、理事会の決議を経て臨時総会を開催することができる。

総会は正会員の2分の1以上(委任出席を含む)の出席をもって成立する。

総会の議長は出席会員の中から選出する。

(理事会)

第14条 理事会は必要に応じて開催する。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(施行細則)

第16条 会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

付則

本会設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成23年3月31日までとする。

平成22年8月1日 改定

第6条（入会）第1項、第3項を変更し、第4条を削除する。

平成27年7月9日 改定

第8条（退会及び資格の喪失）退会を促すことがある旨を追記する。

平成27年8月6日 改定

第8条について、「理由がなく、定例会に2分の1以上出席しない場合は本人に会員継続の意思を確認することがある。」という文言を追加する。

会則中の「理事会及び三役会」の表記を「役員会」とする。

平成27年9月10日 改定